

News Release

令和 7 年 1 月 2 1 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

令和6年能登半島地震に伴う災害にかかる託送供給等約款以外の供給条件の認可等について、異存ないことを経済産業大臣に回答しました

令和7年1月21日、電力・ガス取引監視等委員会は、北陸電力送配電株式会社から申請のあった、令和6年能登半島地震に伴い災害救助法が適用された地域における、被災された電気の需要家等に対する特例措置の延長の認可等について、経済産業大臣から意見の求めがあったところ、認可等をするに異存はないことを回答しました。

令和6年能登半島地震について、令和6年1月1日付けで新潟県、富山県、石川県及び福井県の35市11町1村に対し災害救助法が適用されました。

(参考)災害救助法が適用された地域については内閣府 HP をご覧ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

これを受け、被災された電気の需要家等に対する特例措置について令和6年1月5日付けで認可等をした北陸電力送配電株式会社より、今般、一部の措置を延長するべく再度特例措置の認可等の申請がありました。

○申請概要

特例措置として、令和6年能登半島地震(※1)において被災した需要家等から申出があった場合には、託送供給等約款、最終保障供給約款、離島等供給約款以外の供給条件(工事負担金の免除、臨時工事費の免除等。別紙のとおり。)で電気の供給を行う。

(※1)災害救助法が適用された地域及び隣接する市町村。詳細については、以下の電気事業者の HP を御覧ください。(認可等され次第、北陸電力送配電株式会社にて掲載予定)

・北陸電力送配電株式会社

https://www.rikuden.co.jp/nw_press/

本申請に関して、電気事業法第66条の11第1項第5号及び8号の規定に基づき、経済産業大臣から特例措置の認可等を行うことについて意見の求めがありましたので、電力・ガス取引監視等委員会として、認可等をするに異存はないことを回答しました。

なお、当該特例措置については、災害救助法が適用された日まで遡及して適用さ

れます。

本ニュースリリースは、第 552 回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 田上

担当者: 赤松・曾我部・津金

電話 : 03-3501-1529

メール: bzl-s-dentori-somu@meti.go.jp

託送供給約款以外の供給条件

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

<北陸電力送配電株式会社>

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点に係る接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが2026年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点に係る接続供給の契約電力をこえないとき(分割接続供給の場合は、その申込みにもとづく1供給地点につき、1接続供給契約を締結した場合の接続供給の契約電力が、被災時の1供給地点につき、1接続供給契約を締結した場合の接続供給の契約電力をこえないときに限る。)は、託送約款 71(供給地点への供給設備の工事費負担金)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

(有効期間満了日:2026年1月末日)

2. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款 20(臨時接続送電サービス)の申込みを行なった場合で、その申込みが2026年1月末日までに行なわれたときは、託送約款 73(臨時工事費)の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

(有効期間満了日:2026年1月末日)

3. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、電流制限器および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが2026年1月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款 63(引込線の接続)、64(計量器等の取付け)、65(電流制限器等の取付け)および 66(通信設備等の施設)の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日:2026年1月末日)

4. 電気方式、電圧および周波数その他の事項については、託送約款によるものとする。

最終保障供給約款以外の供給条件

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

<北陸電力送配電株式会社>

1. 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが 2026 年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、最終保障供給約款 47(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

(1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。

(2) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。

(有効期間満了日:2026 年1月末日)

2. 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、契約期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが 2026 年1月末日までに行なわれたときは、最終保障供給約款 47(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

(有効期間満了日:2026 年1月末日)

3. 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更申込みを行なった場合で、その申込みが 2026 年1月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、最終保障供給約款 47(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日:2026 年1月末日)

4. この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。

離島等供給約款以外の供給条件

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

<北陸電力送配電株式会社>

1. 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが 2026 年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと。

(有効期間満了日:2026 年1月末日)

2. 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが 2026 年1月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。

(有効期間満了日:2026 年1月末日)

3. 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および電流制限器等の取付位置の変更申込みを行なった場合で、その申込みが 2026 年1月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日:2026 年1月末日)

4. この離島等供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、離島等供給約款によるものとする。